

ごみ・資源収集 カレンダー

令和
7年度

東部環境センター

B
地区

- **玉名地区** 玉名町(県道347号(旧国道208号)線より南側)、築地、山田、滑石、大浜町、北牟田、横田、八嘉、梅林、向迫間
- **横島地区** 大園、京泊、八番、富新、明丑、十番、明豊
- **天水地区** 玉水地区

ごみ出しルール

ごみ出し時間	ごみ出しについての注意
午前8:00まで ●ごみの種類により収集時間が異なります。	●指定のごみ袋または粗大ごみシールを貼り、必ず分別して出すこと。 ●行政区・氏名をはっきり記入すること。 ●袋の口は、しっかり結んで出すこと。 ●生ごみの水切りを十分すること。 ●スプレー缶は、使いきり穴を開けて出すこと。
ごみ出し場所	
●地区ごとに決められているステーション(他のステーションには出さない) ●ステーションは自分たちできれいにしましょう。	

玉名市環境整備課 ☎75-1118

【玉名市公式LINEアカウント】
ごみの分別確認、収集日のお知らせなど便利に!



「つなげよう 分べつする手 未来の君へ」

伊倉小学校 安田和奏さん

環境ポスター入賞作品 玉陵小学校 松永 康惺さん

令和
7年度

ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を記入し、
収集日の午前8時までに出してください。

- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

令和
7年

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1  燃えるごみ	2  缶類/ペットボトル	3  金属類	4  燃えるごみ	5
6	7  びん類	8  燃えるごみ	9  プラスチック類	10  粗大ごみ	11  燃えるごみ	12
13	14  その他紙類	15  燃えるごみ	16  缶類/ペットボトル	17  ガラス類	18  燃えるごみ	19
20	21  布類	22  燃えるごみ	23  プラスチック類	24  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	25  燃えるごみ	26
27	28  その他紙類	29 昭和の日  燃えるごみ(特別収集)	30  缶類/ペットボトル	ごみ分け早見表は こちらから 		

5月

Agency Water

株式会社ウォーターエージェンシー
企業版らるごと納税寄附企業
すべては公益のために



日	月	火	水	木	金	土
	ごみ分け早見表は こちらから			1 金属類	2 燃えるごみ	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日 燃えるごみ(特別収集)	7 プラスチック類	8 電池 蛍光管 体温計	9 燃えるごみ	10
11	12 びん類	13 燃えるごみ	14 缶類/ペットボトル ふた・ラベル とる	15 ガラス類	16 燃えるごみ	17
18	19 布類	20 燃えるごみ	21 プラスチック類	22 新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	23 燃えるごみ	24
25	26 その他紙類	27 燃えるごみ	28 缶類/ペットボトル ふた・ラベル とる	29 布類	30 燃えるごみ	31

●5月は
固定資産税 軽自動車税
の納期です。忘れずに納めましょう。

注意

同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って 缶類 と ペットボトル、新聞・チラシ と ダンボール と 紙パック、
電池 と 蛍光管・体温計 はそれぞれ別の袋で出してください。「電池」「蛍光管・体温計」は、さらに水銀使用(袋に
「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」
正しい分別にご協力ください。

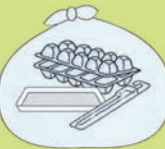
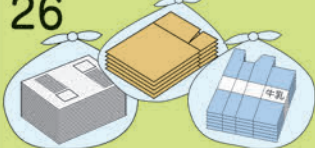
令和
7年度

ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を記入し、
収集日の午前8時までに出してください。

- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2  びん類	3  燃えるごみ	4  プラスチック類	5  金属類	6  燃えるごみ	7
8	9  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	10  燃えるごみ	11  缶類/ペットボトル ふた・ラベルとる	12  粗大ごみ 玉名市 500円 粗大ごみシール 住所 氏名	13  燃えるごみ	14
15	16  その他紙類	17  燃えるごみ	18  プラスチック類	19  ガラス類	20  燃えるごみ	21
22	23  布類	24  燃えるごみ	25  缶類/ペットボトル ふた・ラベルとる	26  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	27  燃えるごみ	28
29	30  その他紙類	ごみ分け早見表は こちらから 		 台風の予想進路次第で、ごみの収集を中止にする場合があります。		

● 6月は住民税の納期です。忘れずに納めましょう。

7月

●7月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

Agency Water

株式会社ウォーターエージェンシー
企業版らるごと納税寄附企業
すべては公益のために

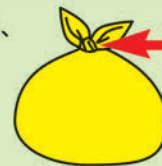


日	月	火	水	木	金	土
	ごみ分け早見表は こちらから	1 燃えるごみ	2 プラスチック類	3 金属類	4 燃えるごみ	5
6	7 びん類	8 燃えるごみ	9 缶類/ペットボトル	10 電池 蛍光管 体温計	11 燃えるごみ	12
13	14 布類	15 燃えるごみ	16 プラスチック類	17 ガラス類	18 燃えるごみ	19
20	21 海の日 新聞・チラシ/ダンボール/紙バック (特別収集)	22 燃えるごみ	23 缶類/ペットボトル	24 その他紙類	25 燃えるごみ	26
27	28 布類	29 燃えるごみ	30 プラスチック類	31 新聞・チラシ/ダンボール/紙バック		

注意

同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って 缶類 と ペットボトル、新聞・チラシ と ダンボール と 紙バック、
電池 と 蛍光管・体温計 はそれぞれ別の袋で出してください。「電池」「蛍光管・体温計」は、さらに水銀使用(袋に
「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」
正しい分別にご協力ください。

令和
7年度

ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を記入し、

収集日の午前8時までに出してください。

● 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)

● 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

8月

日	月	火	水	木	金	土
				ごみ分け早見表は こちらから 	1  燃えるごみ	2
3	4  びん類	5  燃えるごみ	6  缶類/ペットボトル	7  金属類	8  燃えるごみ	9
10	11 山の日  その他紙類(特別収集)	12  燃えるごみ	13  プラスチック類	14  粗大ごみ	15  燃えるごみ	16
17	18  布類	19  燃えるごみ	20  缶類/ペットボトル	21  ガラス類	22  燃えるごみ	23
24	25  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	26  燃えるごみ	27  プラスチック類	28  その他紙類	29  燃えるごみ	30
31						

● 8月は
住民税
の納期です。忘れずに納めましょう。

国民健康保険税

9月

Agency
Water

株式会社ウォーターエージェンシー
企業版ららるさと納税寄附企業
すべては公益のために



日	月	火	水	木	金	土
	1 びん類	2 燃えるごみ	3 缶類／ペットボトル ふた・ラベルとる	4 金属類	5 燃えるごみ	6
7	8 布類	9 燃えるごみ	10 プラスチック類	11 電池 蛍光管 体温計	12 燃えるごみ	13
14	15 敬老の日 新聞・チラシ／ダンボール／紙パック (特別収集)	16 燃えるごみ	17 缶類／ペットボトル ふた・ラベルとる	18 ガラス類	19 燃えるごみ	20
21	22 その他紙類	23 秋分の日 燃えるごみ(特別収集)	24 プラスチック類	25 布類	26 燃えるごみ	27
28	29 新聞・チラシ／ダンボール／紙パック	30 燃えるごみ	ごみ分け早見表は こちらから 		台風の予想進路次第で、ごみの収集を中止にする場合があります。	

●9月は
国民健康保険税
固定資産税
の納期です。忘れずに納めましょう。

注意

同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って 缶類 と ペットボトル、新聞・チラシ と ダンボール と 紙パック、
電池 と 蛍光管・体温計 はそれぞれ別の袋で出してください。「電池」「蛍光管・体温計」は、さらに水銀使用(袋に
「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」
正しい分別にご協力ください。

令和
7年度

ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を記入し、

収集日の午前8時までに出してください。

● 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)

● 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

● 10月

住 民 税 国民健康保険税

の納期です。忘れずに納めましょう。

10月

日	月	火	水	木	金	土
	台風の予想進路次第で、ごみの収集を中止にする場合があります。	ごみ分け早見表は こちらから	1 缶類/ペットボトル	2 金属類	3 燃えるごみ	4
5	6 びん類	7 燃えるごみ	8 プラスチック類	9 粗大ごみ	10 燃えるごみ	11
12	13 スポーツの日 その他紙類(特別収集)	14 燃えるごみ	15 缶類/ペットボトル	16 ガラス類	17 燃えるごみ	18
19	20 布類	21 燃えるごみ	22 プラスチック類	23 新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	24 燃えるごみ	25
26	27 その他紙類	28 燃えるごみ	29 缶類/ペットボトル	30 布類	31 燃えるごみ	

11月

Agency
Water

企業版からのご納税寄附企業

株式会社ウォーターエージェンシー

すべては公益のために



日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 文化の日 びん類(特別収集)	4 燃えるごみ	5 プラスチック類	6 金属類	7 燃えるごみ	8
9	10 新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	11 燃えるごみ	12 缶類/ペットボトル ふた・ラベル とる	13 電池 蛍光管 体温計	14 燃えるごみ	15
16	17 その他紙類	18 燃えるごみ	19 プラスチック類	20 ガラス類	21 燃えるごみ	22
23 勤労感謝 の日	24 振替休日 布類(特別収集)	25 燃えるごみ	26 缶類/ペットボトル ふた・ラベル とる	27 新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	28 燃えるごみ	29
30	ごみ分け早見表は こちらから 					

注意

同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って 缶類 と ペットボトル、新聞・チラシ と ダンボール と 紙パック、電池 と 蛍光管・体温計 はそれぞれ別の袋で出してください。「電池」「蛍光管・体温計」は、さらに水銀使用(袋に「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」
正しい分別にご協力ください。

●11月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

令和
7年度

ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を記入し、
収集日の午前8時までに出してください。

- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

12月

日	月	火	水	木	金	土
ごみ分け早見表は こちらから 	1  びん類	2  燃えるごみ	3  プラスチック類	4  金属類	5  燃えるごみ	6
7	8  その他紙類	9  燃えるごみ	10  缶類/ペットボトル ふた・ラベル とる	11  粗大ごみ 五 名 市 500円 粗大ごみシール	12  燃えるごみ	13
14	15  布類	16  燃えるごみ	17  プラスチック類	18  ガラス類	19  燃えるごみ	20
21	22  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	23  燃えるごみ	24  缶類/ペットボトル ふた・ラベル とる	25  その他紙類	26  燃えるごみ	27
28	29  燃えるごみ(特別収集)	30	31	年末の直接搬入は大変混み合いますので できるだけ計画的に収集場所に出してください。		

● 12月
は
国民健康保険税
固定資産税
の納期です。忘れずに納めましょう。

令和8年
1月

Agency
Water

株式会社ウォーターエージェンシー
企業版・個人版と納税寄附企業
すべては公益のために



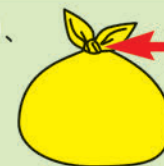
日	月	火	水	木	金	土
			ごみ分け早見表は こちらから	1 元日	2	3
4	5	6 燃えるごみ	7 プラスチック類	8 金属類	9 燃えるごみ	10
11	12 成人の日 びん類(特別収集)	13 燃えるごみ	14 缶類/ペットボトル	15 電池 蛍光管 体温計	16 燃えるごみ	17
18	19 布類	20 燃えるごみ	21 プラスチック類	22 ガラス類	23 燃えるごみ	24
25	26 新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	27 燃えるごみ	28 缶類/ペットボトル	29 その他紙類	30 燃えるごみ	31

●1月は
住民税
国民健康保険税
の納期です。忘れずに納めましょう。

注意

同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って 缶類 と ペットボトル、新聞・チラシ と ダンボール と 紙パック、
電池 と 蛍光管・体温計 はそれぞれ別の袋で出してください。「電池」「蛍光管・体温計」は、さらに水銀使用(袋に
「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。
※ただし、年末年始の持ち込みについては12月の広報たまなでお知らせします。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」
正しい分別にご協力ください。

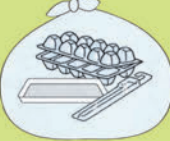
令和
7年度

ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を記入し、
収集日の午前8時までに出してください。

- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

令和
8年
2月

日	月	火	水	木	金	土
1 ごみ分け早見表は こちらから 	2  びん類	3  燃えるごみ	4  プラスチック類	5  金属類	6  燃えるごみ	7
8	9  布類	10  燃えるごみ	11 建国記念 の日	12  粗大ごみ  五名市 500円 粗大ごみシール 住所 氏名	13  燃えるごみ	14
15	16  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	17  燃えるごみ	18  缶類/ペットボトル ふた・ラベル とる	19  ガラス類	20  燃えるごみ	21
22	23 天皇誕生日  その他紙類(特別収集)	24  燃えるごみ	25  プラスチック類	26  布類	27  燃えるごみ	28

● 2月は
国民健康保険税
固定資産税
の納期です。忘れずに納めましょう。

令和8年
3月

Agency
Water

株式会社ウォーターエージェンシー
企業版らるごと納税寄附企業
すべては公益のために

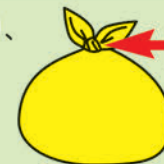


日	月	火	水	木	金	土
1	2  びん類	3  燃えるごみ	4  缶類／ペットボトル ふた・ラベルとる	5  金属類	6  燃えるごみ	7
8	9  新聞・チラシ／ダンボール／紙パック	10  燃えるごみ	11  プラスチック類	12  電池 蛍光管 体温計	13  燃えるごみ	14
15	16  その他紙類	17  燃えるごみ	18  缶類／ペットボトル ふた・ラベルとる	19  ガラス類	20 春分の日  燃えるごみ(特別収集)	21
22	23  布類	24  燃えるごみ	25  プラスチック類	26  新聞・チラシ／ダンボール／紙パック	27  燃えるごみ	28
29	30  その他紙類	31  燃えるごみ	ごみ分け早見表は こちらから 			

注意

同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って 缶類 と ペットボトル、新聞・チラシ と ダンボール と 紙パック、
電池 と 蛍光管・体温計 はそれぞれ別の袋で出してください。「電池」「蛍光管・体温計」は、さらに水銀使用(袋に
「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」
正しい分別にご協力ください。

ごみ分別表

燃える ごみ (可燃物)



●紙おむつ

※汚物は取り除いてください。



●木くず 剪定くず

※30cm以内に切断して出して
ください。

落ち葉、板切れ



●革製品

かばん、くつ、ベルト

※金属の部品がついている場合
は金属類に出してください。

野球のグローブ



●ホース、ロープ、ひも

※30cm以内に切って出して
ください。



●ゴム

長靴、ゴム手袋



●生ごみ

料理くず、貝殻など

※水切りを十分してください。

食用油

※固め剤により固めるか、ポロ布などに
しみ込ませてください。



●紙くず・紙類

臭気古紙(石けん・洗剤・線香の箱など)、
カーボン紙、写真、感熱紙、加工された紙、
ティッシュ、内側がアルミ箔の紙パックなど
※資源物(ダンボール、紙パック、その他紙類)で
出せないもの。



●プラスチック

歯磨き粉、練りからし、マヨネーズなどの
チューブ容器、油容器、マジック、口紅など
※汚れのとれないものや中が洗えないもの。

洗剤容器

※特に塩素系の洗剤容器はプラスチック類
では出さないでください。

泥のついたプランター



●布きれ

汚れた衣類、はぎれ、断裁くず、
運動靴、子供用ふとんなど

※子供用ふとんなどは、座ぶとん大に切って出してください。

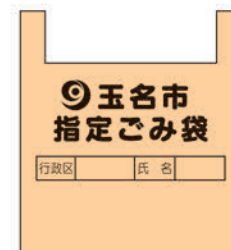


●その他

保冷剤、アルミ箔、使い捨てカイロ、
乾燥剤、在宅医療廃棄物(針以外)



玉名市指定袋



大(平 袋): 25円(10袋入250円)

大(レジ袋): 25円(10袋入250円)

小: 15円(10袋入150円)

特小: 10円(10袋入100円)

粗大ごみシール



1枚:500円

お近くの小売店、スーパー、ホームセン
ター等で販売しています。粗大ごみ
シールは、レジや店員の方におたずね
ください。

注意 ・新聞・布類・その他紙類・ダンボール・紙パック・ペットボトルなど「資源物」にまわせるものは、「資源物」として出してください。
・個人情報に関わる書類などご心配の方は、シュレッダーにかけると断して出してください。

リサイクル ごみ

金属類 (金属が使用されているもの)

- 鍋、釜
フライパン



- 包丁、カッター

注意 刃があり危険なものは、新聞紙などで包んで「危険」と表示して出してください。



- テレビなどのリモコン、小型家電製品
炊飯器、ドライヤー、ポットなど

- 金属使用のおもちゃ **注意** 電池・バッテリーは取り外し有害ごみへ。

- その他

ビデオテープ、カセットテープ、CD、洗濯ばさみ、金属製のふた、かさ、ボールペン、ヘルメット、電気コード ※30cm以内に切って出してください。

ライター **注意** 収集車両の火災につながります。必ず使い切って出してください。



お願い 携帯電話などは出来るだけ販売店へ返却してください。

ガラス類 (割れたものを含む)

- ガラス
窓ガラス、耐熱ガラス、クリスタルガラス、乳白色ガラス、ガラス製食器



- 油びん、哺乳びん、花びん、化粧びん

- 陶器、瀬戸物
茶わん、湯のみ、皿、植木鉢などの陶器

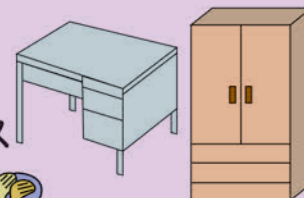


- 鏡、手鏡、化粧用コンパクトミラー

注意 ●収集の際、割れて危ないものは新聞紙などに包んで「危険」と表示してください。
●飲料びん・食用びんは「びん類」に出してください。

粗大ごみ (指定袋に入らないもの)

- 机、いす、タンスなどの家具



- ふとん、マットレス

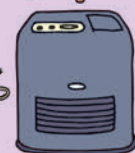
- じゅうたん、電気カーペット



- ゴルフバッグ

- ストーブ、ファンヒーター

注意 燃料は、必ず抜いてください。



- 自転車



- 指定袋に入らない小型家電製品

電子レンジ、プリンターなど (電池は取り外して有害ごみ 充電式電池は無料回収または直接搬入)



※粗大ごみシールに行政区、氏名を記入し、粗大ごみとして出すものに貼って出してください。
1品目につき1枚の粗大ごみシールを貼ってください。

注意 家電リサイクル対象品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)及びパソコンは出せません。

- 令和6年度から粗大ごみのセットでの排出はできません。

例: ふとんは掛け布団、敷布団それぞれ1枚につき粗大ごみシール1枚
ダイニングセットはテーブル、イスそれぞれ1点につき粗大ごみシール1枚

直接持ち込めば引き取るもの

- 引越し・大掃除により一時的に大量に出たごみ

注意 種類ごとに分別し指定袋、粗大ごみシールで持ち込むようにお願いします。(計量により料金を支払う方法もあります。)

- タタミ ●ドラム缶 ●太陽熱温水器 ●バッテリー ●充電式電池

※自分で運搬できない場合は、市が許可した収集運搬業者(有料)を紹介するので、環境整備課までお問い合わせください。

ごみ分別表

資源物

缶 類



(アルミ缶・スチール缶)



●飲料用の缶、食用缶詰

※中身を出して、簡単にすすぎ、つぶさずに出してください。

※つぶしてしまうと、うまく中間処理ができなくなります。

(収集車内の圧力では支障ありません)

※缶から切りはなしたふたは、「金属類」に出してください。



●菓子缶

●カセット式ガスボンベ・スプレー缶

注意

中身を使いきり、火の気のない風通しのよい場所で**穴を空けて出してください**。ガスが残っていると収集車の火災につながり危険です。

注意

オイル・ペンキなど油の缶は、中身を出して「金属類」に出してください。

ペットボトル



●PET 1 マークのついた飲料用、酒、調味料の容器

※ふた・ラベルをとって、簡単にすすぎ、つぶさずに出してください。

ふた・ラベルは「プラスチック類」に出してください。

※つぶしてしまうと、うまく中間処理ができなくなります。

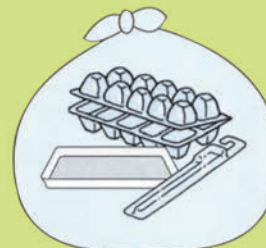
(収集車内の圧力では支障ありません)



注意

プラスチック製容器でPET1マーク以外のものは、「プラスチック類」に出してください。

プラスチック類



●プラスチックだけでできた製品できれいなもの
プラマークがついた容器

注意 きれいにすすぎ、ふたをはずして出してください。

プラマークがついた袋類、
ポリ袋、ラップ類、レジ袋、
ビニール袋

●発泡スチロール

●食品用トレイ

カップめん、プリン、ヨーグルト容器、
卵パックなど

注意

お湯できれいにすすぎ、水気を切ってください。
汚れたものは、「燃えるごみ」へ出してください。

●プラスチック製のふた(ペットボトルのふたなど)



×プラスチック類としては出せません

汚れたもの(中身が
残っていたりきれ
いにできないもの)

塩素系洗剤容器、
アルミ箔圧着の
錠剤容器

冷凍食品や
お菓子等の
内側が銀色
の袋

燃えるごみへ

金属が
使われて
いるもの

シャンプー
等のポンプ
式のふた

ガラスが
使われて
いるもの

金属類へ

バネがあるもの

ガラス類へ

注意

指定袋に入れる際は、中身がわかるようにして出してください。
レジ袋などで小分けにして中身が見えない状態で出さない事。

びん類



- 無色びん
- 茶色びん
- その他色びん
飲料・食用びん、ドリンク剤、青色・緑色・黒色びん



※ふたを取って、すすいで出してください。ふたは、材質によりプラスチック類、金属類に出してください。
※生きびん(ビールびん・一升びんなど)は、できるだけ酒屋や販売店に返してください。

注意 油びん、化粧びん、割れたもの、乳白色ガラス・クリスタルガラス製品は、中身を出して「ガラス類」に出してください。

新聞・チラシ



注意 汚れたもの、ナイロン被膜のチラシは「燃えるごみ」に出してください。

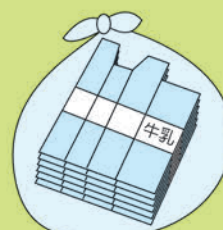
ダンボール



ダンボールの断面
※切り開いたり、折りたたむなどして指定袋に入れて出してください。

注意 油や塗料などで汚れたものは「燃えるごみ」に出してください。

紙パック



●紙パック・牛乳パック

※水ですすぎ、切り開いて乾燥して重ねて出してください。

注意 酒パックなど内側がアルミ箔やビニール被膜のものは、「燃えるごみ」に出してください。

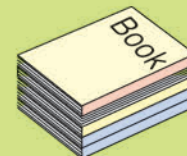
その他紙類



●雑誌・週刊誌、漫画本、カタログ

●包装紙、ハガキ、封筒

●菓子箱

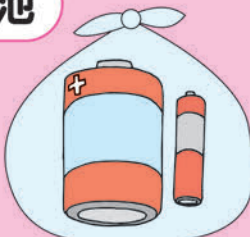


※たたむか折るなどして出してください。

注意 ・臭気古紙(石けん、洗剤、線香の箱など)、加工された紙(ビニール被膜のもの、油紙、カーボン紙、窓フィルムのついた封筒など)は「燃えるごみ」に出してください。
・窓付き封筒やティッシュの箱は、ビニールを取り除いてください。

有害ごみ

電池



●筒型乾電池

注意 水銀使用の電池は別の袋で「水銀」と明記して出すこと。

充電式の電池については、市の無料回収または、家電販売店などのリサイクル協力店に出してください。
破損している場合は「危険」と追記してください。

蛍光管・体温計

- 蛍光灯
- 体温計
- 電球



注意 体温計、温度計、血圧計で水銀使用のものは別の袋で「水銀」と明記して出すこと。
LEDは「金属類」に出してください。
破損している場合は「危険」と追記してください。

布類



●古着・古布

衣類、タオルケット、帽子、ハンカチなど
※衣類は、ポケットの中のものを取り除いて、洗濯してから出してください。

注意 汚れているものは「燃えるごみ」に出してください。

※「布類」として出せないもの
毛布、ふとん、枕、ぬいぐるみ、雨ガッパ

※種類ごとに指定袋に入れて出してください。(他種との混入はしないでください。)

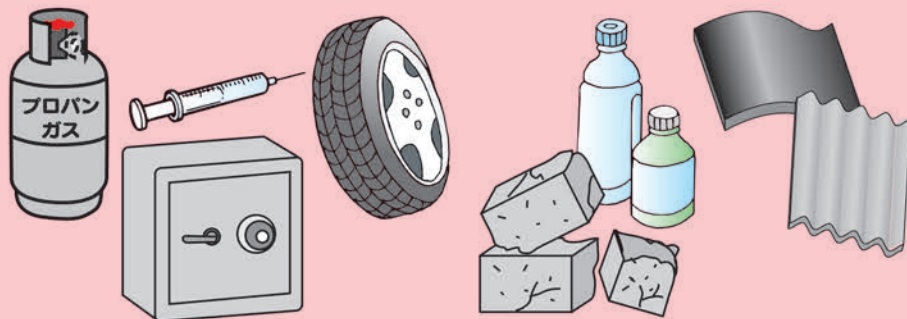
収集しないもの

収集も持ち込みもできないもの

岩、医療系廃棄物(針など)、FRP強化プラスチック、化学薬品、ガスボンベ(LPG)、瓦、金庫(耐火金庫)、コンクリート(製品・屑)、砂利・土砂、焼却灰、スレート、タイヤ、タイル、廃油、農機具類・農業用ビニール・農薬容器、レンガ、フロンガス使用の家庭用電化製品、消火器など

※購入先や専門の処理業者に処理を依頼してください。

※冷媒にガスを使用している機器(除湿機、冷水機など)は発火、爆発の恐れがあるため購入先もしくは専門業者にご相談ください。



ルール違反ごみ

違反ごみが出ている場合、そのごみは収集できません。ルール違反シールを貼ってお知らせしますので、正しく分別し直して、シールをはがすか、シールに×印をつけて、次の収集日に出してください。

- 指定されたごみ袋以外で出ている場合
 - 粗大ごみシールが貼られていない場合
 - 収集日が違う場合 ●分別されていない場合
 - 集積場所が違う場合 ●行政区・氏名が記入されていない場合
- ※その他、内容を書いてお知らせします。



事業所からでるごみ(事業系一般廃棄物)

●飲食店、商店等からでるごみは、法令に基づき自ら清掃センターに持ち込むか市の許可業者に処理を委託してください。

※指定袋による持ち込みはできませんので、計量による料金が必要です。

※事業所であっても家庭との併用住宅の場合、家庭から出たごみについては、収集します。

●清掃センターに直接持ち込む場合

計量による料金 ●燃えるもの…10kg 150円
(税別) ●燃えるもの以外…10kg 350円

※分別や出し方については、家庭ごみの出し方に準じます。

収集しないものについては市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することができます。

収集しないものについては、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することができます。また、多量のごみが出た場合や、引越しごみ、自分で運ぶことができない場合も運搬を依頼できます。

許可業者については玉名市ホームページをご確認いただくか、環境整備課まで電話にてお問い合わせください。

※収集運搬料金が発生します。

料金については許可業者に直接お問い合わせください。

※許可業者によって対応可能なものが異なります。

玉名市ホームページ
(一般廃棄物収集
運搬許可業者一覧)



家電リサイクル品

●テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン

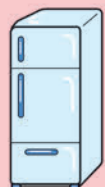
※家電リサイクル法により廃棄する際に、リサイクル料金がかかります。

●リサイクル(廃棄)の方法

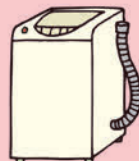
- ①購入した販売店または量販店に引き取りを依頼する。
- ②市が許可した収集運搬業者に処理を依頼する。
- ③郵便局でリサイクル券を購入し、メーカーの回収指定場所へ自ら運搬する。



液晶・プラズマテレビ



冷蔵庫・冷凍庫



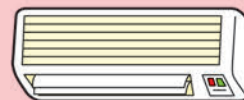
洗濯機



衣類乾燥機



ブラウン管テレビ



エアコン

●家電リサイクル料金表

料金	品目	テレビ	冷蔵庫(冷凍庫)	洗濯機・衣類乾燥機	エアコン
リサイクル料金		※リサイクル料金は、メーカー・型式により異なります。 家電リサイクル券センターアドレス http://www.rkc.aeha.or.jp			
収集・運搬料金		各小売店や収集運搬許可業者におたずねください。			

ご自分で持ち込まれる
場合は、右記に
ご相談ください。

熊本新明産業(株)	熊本市南区南高江3丁目3番53号	TEL(096)357-1773
九州産交運輸(株)	上益城郡益城町平田字深迫2526	TEL(096)388-2511
久留米運送(株)	大牟田市四山町80-30	TEL(0944)57-2151
白石自動車(株)	大牟田市新開町3-48	TEL(0944)52-3366

パソコン

●パソコン本体、パソコンディスプレイ、ノート型パソコンなど

※PCリサイクル法により廃棄する際に、PCリサイクルマークがついていないものは、リサイクル料金がかかります。



PCリサイクルマーク

※料金は、メーカーにより多少異なることがあります。

●リサイクル(廃棄)の方法

※下記のいずれかにより処分してください。

- ①お持ちのパソコンメーカーへインターネットまたは電話にて回収を申し込む。
- ②宅配回収サービスを行っている業者に回収を申し込む。
- ③メーカーが倒産している場合や自作のパソコンの場合はパソコン3R推進協会に問い合わせる。
(アドレス:<http://www.pc3r.jp>・電話:03-5282-7685)

火災ごみおよび災害ごみ(風水害、地震など)

- 火災および災害ごみについては分別と処分方法が通常と異なり、収集も行いません。直接東部環境センターへ搬入していただく必要があります。また、東部環境センターでは受け入れできないものもあります。
- 搬入される場合は、協議が必要なため、事前に環境整備課まで連絡してください。
- 搬入には罹災証明書が必要です。なお、ごみ処理手数料は免除されます。

※大きな災害の場合、仮置場を設ける場合があります。

※詳細については災害発生後、玉名市安心メール、防災無線、広報、ホームページでお知らせします。

充電式電池を無料回収します

回収対象 リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、モバイルバッテリー、充電式小型家電製品(電動歯ブラシ、ワイヤレスイヤホン、加熱式たばこなど)

注意 家電製品から取り外しができるものは取り外して持ち込んでください。

例:掃除機に付属している場合、充電電池部分を取り外し、掃除機部分は家庭ごみ(金属類)で収集場所へ出す。

※絶縁して持ち込んでください。

※使い切って放電した状態で持ち込んでください。

※事業用(農業用、販売店など)は回収しません。

※東部環境センターでも回収しています。

回収場所と回収日時 ※回収時間は午前9時から午前11時まで

玉名市役所本庁	4月25日(金)	8月29日(金)	12月19日(金)
岱明支所	5月30日(金)	9月26日(金)	1月30日(金)
横島支所	6月27日(金)	10月31日(金)	2月27日(金)
天水支所	7月25日(金)	11月28日(金)	3月27日(金)

直接搬入

東部環境センター

●玉名・横島・天水地区のごみ搬入先



搬入上の注意

- 指定ごみ袋、粗大ごみシールを使用し搬入してください。
- 施設内では、誘導員、係員の指示に従い種類ごとに決められた場所に搬入ください。

ごみの大きさ

- 可燃物の木製品 長さ30cm 直径3cm以内
- 粗大ごみ 長さ1.8m 厚さ15cm以内

計量による料金 (税別)

- 燃えるもの 10kg 150円
- 燃えるもの以外 10kg 350円

受付時間

- 平日のみ(月曜～金曜) 祝祭日を除く
8:45～16:00
- 年末年始の搬入日時については
12月の広報たまなでお知らせします。

場所

玉名郡玉東町木葉386番地

東部環境センター

持ち込み、リサイクル提供品に関する問い合わせ先

☎0968-75-5050

リサイクル 提供品のお願い

まだ十分使えるけど、不要になった家具・自転車・衣類・本などがありましたら、東部環境センターまで事前にお問い合わせください。状態を確認のうえ、引き取らせていただきます。(家具・自転車などの運搬手段がない場合は、ご連絡頂ければ引き取りに伺います。)

違法なごみ処理

罰則

ごみの焼却(野焼き)、ごみの不法投棄:5年以下の懲役または、1千万円以下の罰金またはその併科に処せられます。

ごみの焼却(野焼き)

家の周りや海岸で地面に穴を掘ったりドラム缶などで、ごみを焼却処理することは「野焼き」とみなされ、法律で禁止されています。

付近への迷惑になるばかりでなく、有害物質の発生や火災の原因にもなりかねません。絶対にごみは自分で燃やしたり、捨てたりしないようご注意ください。



不法投棄

不法投棄とは、みだりに道路・川・海・山林・田畑などに、廃棄物を捨てることをいい、地域の景観を損なうだけでなく自然環境を破壊し、私たちの生活環境にも悪影響を及ぼします。



このごみ・資源収集カレンダーには、企業版ふるさと納税を活用しています。